⑸　業務提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法
　①　提出期限　令和８年12月４日（金）午後３時00分
　②　提出場所　上記⑴に同じ。
　③　提出方法　提出期限までに必着で持参、郵便（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。
⑹　見積開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除
⑶　契約書の作成要否　要
⑷　支払方法　分納払
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。
⑹　業務提案書のプレゼンテーションを行う。
⑺　詳細は現場説明書及び業務提案書作成要領による。
６　Summary
⑴　Official in charge of contract of the procuring entity : Yoshiyuki Aoki, president Metropolitan Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Subject matter of the contract : Publicity work related to ETC only tollhouse on the Metropolitan Expressway (FY2026～FY2028)
⑷　Time-limit to express interests : 3 : 00 PM November 2, 2026
⑸　Time-limit for the submission of proposal and tender : 3 : 00 PM December 4, 2026
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for documentation relating to the proposal : Kana Matsuzawa, Contract Division, Finance Department, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―4―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8930, Japan. TEL 03―3539―9319

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

四国地方整備局の下記１に示す工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年10月９日

四国地方整備局長　奥田　晃久

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　令和８―10年度　外環空港線南吉田第６高架橋上部工事
２　工事場所　愛媛県松山市南吉田町
３　工事内容　工事延長　Ｌ＝400m　橋長　Ｌ＝135.5m　ＰＣ４径間連続箱桁橋工　１式
４　工期
　工事の始期から641日間（工期末が、土・日及び祝日、年末年始等になる場合は、休日明けの翌営業日を工期末とする。）（発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年２月28日まで）
５　申請の時期
　令和８年10月13日から令和８年11月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和８年11月17日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和８年10月９日から
　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33
　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に電子メール等で交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、原則として電子メールにより提出すること。提出先アドレスはskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記⑴まで連絡すること。なお、申請書への押印は不要とする。
　１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
　２）７⑵１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年10月９日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１を使用すること。）。
　３）７⑵２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。
　４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
　「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。
　１）四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
　２）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
　３）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
　４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和８年11月16日において次の要件を満たすものとする。
　１）平成23年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。
　・下記の㋐、㋑の要件をすべて満たす施工実績を有すること。
　㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。